

2019～2020年度運動方針

運動の進め方

1. 4年間（2017～2020年度）の中期目標（4つの運動の柱）

第17回定期大会で確認した中期目標の実現にむけ段階的に設定した4つの『運動の柱』に紐づく課題の解決にむけ、後半の取り組みとなります。前期（2017～2018年度）では、運動方針の共有化をはかり、加盟組合の実態把握や課題を抽出し支援体制を整備することに力を注いできました。今期は、中期目標の実現にむけさらなる充実した活動に邁進する期であることを加盟組合と認識したうえで、直面する課題や具体的な個別方針へ対応しつつ、一つ一つの課題を解決し具体的な成果を出すことで着実に運動を進めていくこととします。

< 4つの運動の柱 >（第17回定期大会 確認）

◎強固な組織基盤の確立

すべての加盟組合での主体的な組織運営を実現し、10万人組織を目指し組織拡大に取り組みます。

◎労働環境の整備と向上

一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる産業を実現します。

◎産業政策の提言と実現

私たちは日々の調査・研究活動などをつうじ積極的な観光政策提言を行い、その実現をつうじ産業活動の社会的公正さと観光立国にふさわしい産業の健全な発展を促します。

◎社会への関与と共生と連帯

私たちの運動が社会の公器として期待される役割を担い、常に社会との共生と連帯を求め続けます。

2. 執行体制

(1) 執行体制

2019～2020年度の執行体制は、4つの『運動の柱』における具体的な運動の課題を解決するため、加盟組合との連携強化をはかります。また、本部・地連それぞれが執行責任のもと取り組むべき課題を認識したうえで加盟組合が主体的に取り組める体制を構築します。

①サービス連合の業務執行および円滑な活動促進にむけて、中央執行委員会を開催するとともに、中央執行委員会を補完する機能と位置づけ、四役・事務局合同会議を実施し様々な執行課題について議論を行います。また、地連・本部二役会議を設置し、組織強化を中心に、加盟組合が抱える課題について進捗状況の共有を行うとともに、解決にむけた議

論を行います。

②専門局・三局体制(組織、政策、労働条件)をつうじ、それぞれの専門分野の取り組みを一層進めます。また、副会長は各専門委員会の運営にも加わり、個別課題の整理を行います。

③事務局会議については、具体的な執行課題の進捗状況を横断的に共有するためにも定期的に実施します。

④対外的な活動を中心に会長職務を代理して遂行するために、会長代理を設置します。

(2) 専門委員会・会議体の設置

運動の着実な前進をはかるため、専門的に執行課題について議論し執行体制を補完する専門委員会・会議体を設置します。2019～2020年度に設置する専門委員会・会議体は以下のとおりです。

①組織拡大委員会

加盟組合における企業内・関連企業をはじめ未組織・未加盟各分野における組織拡大の推進に取り組みます。

②派遣添乗員ネットワーク

派遣添乗員の待遇改善に向け、組織拡大に取り組みます。

③労働条件委員会

春季生活闘争方針議論や労働条件全般に関する方針策定に取り組みます。

④男女平等参画委員会

男女平等参画社会の実現と両立支援にかかわる政策制度要求の立案に向けた議論を行います。また、労働組合活動への女性組合員の積極的な参加や女性役員数の拡大などにも取り組みます。

⑤産業政策委員会

産業政策提言議論の深度化にむけて取り組みます。また、業種固有の課題を抽出し政策立案を行うため旅行業政策分科会と宿泊業政策分科会を設置します。

(3) 業種別委員会の設置

①ホテル・レジャー委員会、ツーリズム委員会

産業特有の課題を抽出し解決をはかるため執行機関に意見反映を行うとともに、産別活動の徹底と情報共有を行うこととします。なお、ホテル・レジャー小委員会としてリゾート旅館委員会を設置します。

②航空貨物委員会

航空貨物業の課題を抽出した政策要求の立案と情報の共有化をはかることを中心に、議論を行います。

3. 財政方針

(1) 財政方針

運動の基本目標の実現のため運動を着実に進める方針に基づき、適正な財政支出に取り組み、収支均衡をはかりつつ経費節減につとめていくことを基本とします。

(2) 登録人員

90%以上の登録人員とします。

(3) 組織共済

共済掛金として正加盟組合の組織人員100%の人員登録で1人年額100円を徴収し、安定的な運営につとめます。

具体的な運動の課題

1. 強固な組織基盤の確立

(1) 組織強化

サービス連合は、より充実した情報共有と活動支援の実現にむけ、本部と地連が十分に連携し、加盟組合との日常的なコミュニケーションがはかれる環境づくりを行います。具体的には、加盟組合への訪問や情報連絡体制を活用するとともに、資料や調査の集約をつうじた情報も参考にしながら加盟組合が直面している課題を明確にし、優先課題から解決できるよう活動支援に取り組みます。そのうえで業種や組織規模、活動実態などに応じてすべての加盟組合が主体的に活動できる体制の構築を目指すべく、支援機能の強化をはかります。

また、組織問題への対応については、地連・本部二役会議において、実態の把握や進捗状況の共有を行うとともに、これまでの蓄積を基に、解決にむけた対策を講じます。また、法的な対応が必要な状況に備え、顧問弁護士より助言を受けることや加盟組合に対し関連法の知識習得の機会構築について検討するなど、問題発生時の対応に備えることとします。

(2) 人財育成

執行部に必要な知識・スキルやその習得に向けた研修・資料などを体系的にとりまとめた「人財育成プログラム」について、必要に応じ内容の充実や見直しなどに取り組みます。「労働組合執行部入門」「労働組合入門」を改めて加盟組合に周知し、活用を促進します。

「産別活動の意義」の理解に向けた取り組みについては、資料の内容を見直すとともに、期初の会議で説明を実施します。

本部が主体となり地連と連携し、基礎的な項目の習得に向け、比較的経験の浅い加盟組合執行部を対象とした研修会を開催します。また、連合や地方連合会、関連団体が実施する教育活動について、加盟組合に情報提供します。

男女平等参画に関わる役員のスキルアップを目的とした研修を開催します。

(3) サービス連合組織共済

組合員の生活支援のため、引き続き弔慰金・災害見舞金を支給します。制度内容についてはホームページや情宣物を活用し、引き続き加盟組合への情宣につとめます。また、今後の自主福祉運動にむけた取り組みについて検討を進めます。

(4) 組織拡大

2019～2020年度の目標として、「組織人員50,000人」の達成に向け、4つの分野で4,000人（企業内・関連企業2,700名、未組織400名・未加盟900名）の組織拡大に取り組みます。

①企業内・関連企業

2019年4月から労働基準法をはじめとする労働法制が改正されており、これまで以上

に過半数労働組合であることが重要になります。すべての加盟組合が過半数労働組合の実現や安定的な過半数労働組合の維持に向け、企業内組織拡大に積極的に取り組むことができるよう支援や促進をはかります。

具体的には、正社員や全般的に業務を担う契約社員の組織化を徹底できるよう加盟組合の取り組みを促進します。また、無期転換した労働者や、無期転換権を有する勤続5年以上の労働者の組織拡大を促進します。さらに、高年齢再雇用者や管理職層の一部に対するユニオンショップ協定の範囲拡大に向けて取り組みます。パートタイマー・アルバイト等については、加盟組合による実態把握を推し進めると共に、具体的手法をとりまとめマニュアルを作成するなど支援を行います。

取り組みにあたっては、本部は中央闘争委員会構成組織を定期的に訪問し、取り組み対象や進捗状況に応じて支援をはかります。また組織拡大委員会において、過半数組合を達成・維持するため、正社員や契約社員の組織拡大に取り組む加盟組合を中心に出席を要請します。また、特定の雇用形態に対する取り組みなどテーマに基づいた委員会を複数回設定し、安定的な過半数組合の維持に向け、更なる組織拡大に取り組む加盟組合に出席を要請し、集中的に議論、事例共有をはかり取り組みを促進します。

地連は地連モデル組合（原則として、主体的な活動が行われており、組織拡大方針が掲げられ、組織化対象者が明確でありサービス連合・加盟組合間の確認に基づき今期中の目標達成にむけ積極的に取り組む加盟組合）を加盟組合と相互に確認し、定期的な訪問と進捗確認に基づき重点的に支援します。

過半数組合の重要性や、加盟組合の組織拡大事例を情宣し、サービス連合全体に組織拡大の取り組みを波及させます。

関連企業の取り組みにおいては、未組織関連企業を有する加盟組合と情報や進捗の共有を行い、実態に応じた連携をはかり組織化支援に取り組めます。

②未組織・未加盟

宿泊業の未組織企業を中心に、影響力のある企業や継続的に取り組んでいる企業を中心に組織化に取り組めます。対象企業の従業員との意見交換を重ねて結成意思の確立を促すとともに、定期的に企業訪問を実施し集团的労使関係の意義やサービス連合の活動に理解を求めます。

独立系添乗員派遣会社に対し、企業訪問を実施し労働組合やサービス連合の活動に対して理解を求めるとともに、派遣添乗員ネットワークの開催を通じて独立系派遣添乗員の組織化に取り組めます。

労働相談をつうじた組織化においては、まず面会することを重視し、サービス連合として結成から活動まで見据えたスタンスで相談者をサポートできるよう、初動から迅速に対応することとします。また、労働相談の喚起に向けた取り組みを展開します。具体的には、業界誌等への広告掲載を検討するとともにサービス連合ホームページやWEBなどを活用し、サービス連合の知名度向上をはかり、相談者がコンタクトしやすい環境を整備します。さらに、東京都労働相談情報センターをはじめ行政機関にサービス連合パンフレットを設置します。

比較的規模の大きい対象企業や業種、地域を絞った取り組みなどにおいて、連合本部や地方連合会と必要な連携をはかり、三位一体の取り組みも活用することとします。

対象企業に関する情報収集や地方連合会との連携、地域における具体的行動など、必要に応じ地連とも連携した取り組みを展開します。

未加盟組織に対する取り組みにおいては、地方連合会直加盟で産別未加盟組織をはじめ、継続的に取り組んでいる組織に対し、産別加盟に向けて取り組みます。

2. 労働環境の整備と向上

(1) 春季生活闘争・秋闘

魅力ある産業の実現を目指して、労働条件の向上にむけ引き続き取り組みます。

中期的な賃金目標の実現にむけて、これまでの要求水準の考え方に加え「指標」を基にした要求水準策定等も検討し、状況分析を十分行ったうえで、要求基準の策定に取り組みます。また、加盟組合での取り組みにあたっては、賃金実態の分析をはじめ、賃金への理解を深める必要性があることから、賃金学習会の実施や賃金担当者会議の設置について検討することとします。

最低保障賃金については、すべての加盟組合の取り組みとなるよう必要な対応をとっていきます。ポイント年齢別最低保障賃金においては22歳と26歳で逆転現象が起きたことから、考え方について整理します。

同時要求項目については、これまで取り組んできた項目の他、諸基準を更に活用した要求項目の設定についても検討します。

業界団体への要請行動については旅行業のみならず、国際航空貨物業や宿泊業の業界団体に対する要請内容についても検討することとします。

(2) 中期的な賃金目標「35歳年収 550万円」の実現

労働条件を引き上げ、この産業で働くことを魅力的なものとするため中期的な賃金目標「35歳年収 550万円」の実現にむけ引き続き取り組みを進めます。産業の実態を把握し、取り組みに活かすことを目的に、賃金実態調査を実施します。加盟組合への協力要請を行い、報告数の増加につなげ、より実態に近い調査結果が得られるよう取り組みます。中途採用者の増加や企業の再編等により経年データがとりづらくなっている現状があることから、データ分析の手法について検討します。さらには、春季生活闘争への活用ができるよう早期の発行につとめるとともに、加盟組合において活用がしやすい資料の発行にむけて仕様等の検討を行います。また、各加盟組合で主体的に取り組むを進めるため、引き続き「指標」を策定することとします。

(3) 総実労働時間1800時間にむけて

総実労働時間短縮にむけて引き続き「第4期時短アクションプラン」に取り組みます。加盟組合の実態把握につとめるとともに、分析を行います。

業界団体に対しては取り組みの報告に留まらず、協同して取り組みが行えるよう、さらなる関係強化につとめます。

(4) 労働条件・労働法制に関する取り組み

「サービス連合『諸基準』集」については、労働環境の変化への対応として新たな基準の策定も検討します。主な課題として「テレワーク」や「外国人労働者の受け入れ」などについて新たな項目の策定も検討します。また、魅力ある産業の実現に向けて見直しを行う

こととします。

法の施行を間近に控えている同一労働同一賃金への対応としては、サービス連合としての統一した考え方をとりまとめ、方向性を示すとともに情宣を行います。

(5) 男女平等参画社会の実現

男女平等参画社会の実現にむけて、引き続き「サービス連合・男女平等参画推進計画」に基づき取り組みを進めます。加盟組合での取り組み促進にむけて、必要性の周知と取り組み支援を行います。また、「サービス連合・男女平等参画推進計画」の計画期間が2020年度で終了するため、計画を振り返るとともに、それ以降の取り組みについては計画のあり方を含め議論することとします。女性組合員の積極的な参加や女性役員数の拡大への取り組みをさらに進めるとともに、前期から取り組みを開始した政策議論については、政策局と連携し深度化をはかります。

3. 産業政策の提言と実現

(1) 産業政策提言機能の充実

①政策集の策定

「観光立国実現に向けた提言」「国際航空貨物業の政策提言」については補強を行い、「2019～2020年度観光立国実現に向けた提言（政策集）」「2019～2020年度国際航空貨物業の政策提言（政策集）」を策定することとします。

②政策・制度要求

各加盟組合にたいして政策・制度要求にむけた意見集約を行い、産業政策委員会にて政策の整理、議論を行います。また業種特有の課題については、引き続き旅行業・宿泊業各政策分科会および航空貨物委員会にて政策・制度の要求にむけ議論を行います。

国際航空貨物業は、総合的な物流という視点からの議論、分析が必要であることから、有識者による勉強会をつうじ、政策・制度要求への議論の深化をめざします。

政策議論の進化や重点政策の策定にむけて、政策顧問の会議体への参加を依頼し、助言を受けることとします。また、データによる裏付けや調査、分析についても方法を検討することとします。

③地連との連携

地域の政策の整理、議論を行うべく、産業政策委員会への地連担当者の出席を要請するとともに、各地連における政策議論の状況を確認の上、地連との連携を行うこととします。

④提言の策定

人口動態をはじめ社会状況の変化が顕著に表れるであろう「2030年」の産業の姿を想定し、これまで取り組んできたマクロ環境分析を受けて、データを活用した環境分析や有識者からの助言に基づく議論への反映に取り組みます。また課題が多岐に渡るため、関連する委員会との連携のあり方を検討しながら、提言の策定にむけ取り組むこととします。

⑤サービス・ツーリズム産業に関連した新法や業法改正

旅行業・宿泊業各政策分科会、航空貨物委員会を中心に必要に応じて現場課題の抽出を行います。また議論にあたっては、審議される法案に対する知識習得を行います。

(2) 産業政策の実現

①重点政策の策定

国の予算策定スケジュールを念頭に重点政策を策定し、政党や観光庁長官、各省庁や業界団体に対して要請行動を行います。また、厚生労働委員会、国土交通委員会の国会議員を中心に訪問し、重点政策の内容を説明、実現にむけて取り組みます。

②観光庁への関わり

サービス・ツーリズム産業に関連した新法や改正法案に対する意見反映を行うため、担当部局への定期的な訪問や意見交換を行います。また、産業政策委員会のメンバーを中心に、観光庁との懇談会を開催し、次年度での政策実現、予算化にむけて政策・制度要求を行います。

地域政策の実現にむけては、観光庁から地方自治体担当部署の紹介を受け、訪問を行うなど関係構築に取り組みます。

③その他省庁への関わり

観光庁以外の関係省庁に対しては、更なる関係構築につとめ、取り組みの強化をはかります。

④業界団体への関わり

JATAやANTA、日本ホテル協会、日本旅館協会、日本シティホテル連盟、全国旅館生活衛生同業組合連合会、JAF Aとの日常的な情報交換や定期的な訪問をつうじて、重点政策をはじめ産業課題について要請を行うとともに、共通の産業課題については議論を行う機会を設定します。

⑤連合・共闘組織との関わり

政策の実現にむけ、連合の環境・社会政策小委員会での議論や関連部署との定期的な意見交換を継続していきます。

交運労協については、サービス連合での意見集約、議論のスケジュールと交運労協をつうじた政策・制度要求のスケジュールについて整理を行い、より効果的な取り組み方を構築します。

⑥観光政策フォーラム

これまで4回の開催を振り返り、フォーラム開催の効果を検証し、産業課題やサービス連合の取り組みを広く発信する場と位置付け、第5回観光政策フォーラムを開催することとします。

⑦メニュー表示適正強化の取り組み

11月に「メニュー表示適正強化月間」を設定の上、各加盟組合への要請をつうじ再発防止にむけ継続的に取り組みます。また加盟組合での取り組みのなかから、工夫した事例を紹介するなど、組織内での浸透をはかります。

4. 社会への関与と共生と連帯

(1) 情報発信

サービス連合の活動内容や考え方を加盟組合と共有し運動の推進を強化するためにも、広報委員会にて年間計画を策定し、各種媒体の特性を生かし広報・情報宣伝活動を推進してい

きます。また、今期も引き続きサービス連合の情報連絡について加盟組合と確認のうえ、情報の配信を行うこととします。そのうえで、加盟組合執行部のみならず組合員一人ひとりに対しサービス連合の活動について、周知できるよう、定期的な情報発信につとめます。

①サービス連合新聞・サービス連合速報

サービス連合の活動や取り組みなど、組織内に広く周知できるよう、発信、更新などの定期的な情宣をつうじ、広報活動につとめます。

②ホームページ

リニューアルしたホームページについては、最新の情報や資料を提供できるよう情報の更新を行うとともに、引き続き見やすいホームページの提供に取り組みます。

③Facebook

情報発信ツールの1つとして活用することとし、目的を明確にして発信することとします。

④外部メディアへの対応

記者会見や記者懇談会を定期的で開催することで、業界紙などのマスコミとの関係を強化し、産別活動や加盟組合活動の後押しとなる取り組みについて、加盟組合のみならず広く一般に向けた発信力を高めていきます。

⑤見解・談話

社会的影響力の大きい事象やサービス・ツーリズム産業におけるトピックスに対し、サービス連合をとりまく課題を抽出の上、「見解」「談話」として外部発信が必要な事象についてとりまとめ、社会への発信を行います。

(2) 明日づくりプロジェクト（社会貢献活動）の取り組み

サービス連合は、社会との共生や連帯をつうじ公正かつ環境にやさしい社会の実現を目指し社会貢献活動に取り組んでいます。本部に設置する「明日づくりプロジェクト推進委員会」において社会貢献活動の更なる取り組み強化に向けた推進策を検討するとともに、加盟組合に対し社会貢献活動の目的についても理解浸透を行うこととします。

①ユネスコの活動支援

ユネスコの法人維持会員として、ユネスコ活動の宣伝周知への協力や書き損じハガキの収集を行います。

②サービス連合エコライフ21活動

サービス連合エコライフ21活動に取り組みます。具体的には、大会などの議案書で使用する紙については、サービス連合では「森の町内会」を利用し、加盟組合にも利用の協力を要請します。エコキャップの収集も全体で引き続き取り組みます。各種取り組みについては今後も継続的な発信をつうじ、身近なエコライフ活動等について周知につとめます。

③ボランティア支援活動

組合員のボランティア活動への参加をバックアップする「ボランティア支援活動（金太郎支援活動）」の情宣につとめ、活用促進をはかります。

④連合からの要請を受けたカンパなどへの協力

自然災害の発生時についてはカンパなどの対応を検討するとともに、連合愛のカンパについては、取り組みの周知につとめ、加盟組合への協力を要請することとします。

(3) 連合

連合は、「働くことを軸とする安心社会」の実現にむけ労働組合の社会的責任と使命を自覚した取り組みを展開しています。サービス連合も構成組織の一員として、この連合運動に引き続き積極的に取り組むとともに、大衆行動や研修など連合活動にかかわる加盟組合の拡大をはかります。さらには、サービス・ツーリズム産業にとどまらない政策への対応については、連合の取り組みを参考に理解を深め、産業政策や労働政策の議論におうじるとともに、政策の社会性を意識した議論展開にむけ、意見反映につとめます。

(4) 国際労働運動と共闘

IUFおよびITFの運動をつうじ国際労働運動の一翼を担うとともに、全世界の観光産業労働者の地位向上にむけ取り組みを推進していきます。また、私たちの産業に密接にかかわる交通運輸労働者が結集する交運労協の活動をつうじ、サービス連合の掲げる産業政策の実現にむけて他産別とともに関係省庁への要求と交渉を行うこととします。

(5) 自主福祉運動

労働組合の自主福祉運動の推進にむけて、相互扶助の精神に基づき、労働者福祉協議会、ろうきん、こくみん共済coop<全労済>との連携・協力をはかり、それぞれの意義について理解を深めるとともに、加盟組合の組合員にとってメリットのある商品の情宣等をつうじ、周知につとめます。また、サービス連合の自主福祉運動について検討を進めることとします。

5. その他

(1) 株式会社フォーラムジャパン

派遣労働者の処遇改善や業界での地位向上のためには、産業の変化に対応し、時代に適した安定経営が不可欠です。引き続き株主として経営状況を常時把握し中央執行委員会に報告するとともに、法令遵守と経営基盤の安定にむけ、取締役会などをつうじて助言を行い会社経営にかかわっていきます。また、監査についても、監査計画を策定し、会計監査ならびに業務監査を実施します。

(2) 一般社団法人 サービス連合情報総研(SIR)

SIRは、産業の持続可能な発展に関わる問題を働くものの目線で分析し、労働調査や多様な人財の結集をつうじ、新たな価値の創造につながる提言を行うことを目的としています。サービス連合は、正会員としてSIRの自由な発想に基づく情報発信、研究などについての主体性、独自性を尊重し支援を行っています。また、監事として理事会への出席をつうじ意見反映につとめるとともに会計監査ならびに業務監査を実施します。

(3) SOGI(性的指向及び性自認)について

性的指向及び性自認については、知識を深め、課題の認識のみならず社会性を持った観点から検討を進めることとします。

(4) 「運動の基本目標」「10万人組織へのプロセス」について

2018年度に実施した検証と課題抽出の結果をふまえ、2019年度には将来にわたり「サービス連合」の運動が持続可能な活動が展開できるよう、新たな基本目標の執行部案を策定することとします。そのうえで2020年度においては、加盟組合への議論要請が行えるよう、環境を整えることとします。

(5) サービス連合結成20周年にむけて

サービス連合は2001年7月に結成され、2021年7月の大会で結成20周年を迎えるにあたり、記念事業についても検討を進めることとします。

(6) 国連世界観光機関（UNWTO）について

観光産業の状況と将来をグローバルな視点で理解浸透をはかるためにも、賛助会員として活用検討会に出席し、議論、意見交換を行います。また、政策・制度要求や提言の実現にむけて、賛助会員としての関わり方やeライブラリーなどの各種データの活用について、事務局において協議を行うこととします。

(7) 公益社団法人日本観光振興協会

観光立国の実現や、地域経済及び観光産業の発展並びに国民の生活及び文化の向上に寄与するとともに、国際親善に資することを目的としています。サービス連合としても引き続き、各種会議への出席をつうじ意見反映につとめます。

(8) 選挙への対応について

選挙活動をつうじ、活動の実態を理解し今後の取り組みのあり方について検証します。